

梅毒検査のお知らせ

2015年の梅毒患者の新規発生の数は、感染症法で届出が義務づけられた1999年以降で初めて2000人を超えたことが、国立感染症研究所のまとめでわかりました。

女性の梅毒感染者届出数は、2010年の124例から2015年の574例へと、5年間で約5倍に増えています。

厚生労働省は注意を呼びかけています。

☆梅毒とは☆

梅毒とは、性的な接触（他人の粘膜や皮膚と直接接触することで）などによってうつる感染症です。梅毒トレポネーマという病原菌が原因で感染します。

感染時期により症状が異なり、無症状のこともあります。検査や治療が遅れたり、治療せずに放置したりすると、長時間の経過で脳や心臓に重大な合併症を起こすことがあります。

妊娠している人が梅毒に感染すると、胎盤を通して胎児に感染し、死産、早産、新生児死亡、奇形が起こることがあります。

感染した血液の中には、一定の抗体がありますが、再感染を予防できるわけではありません。再び梅毒に感染する可能性がありますので予防が重要になります。

[厚生労働省ホームページ 梅毒に関するQ&A](#)

事業団では、梅毒検査のお申込みを受け付けております。

<検査項目・方法>

梅毒の検査は採血を行います。採血はすぐに終わりますが、結果がお手元に届くまでは2～3週間ほどかかります。

RPR法定性及びTP抗体定性検査の結果を総合的に判定します。

検査項目	検査方法	基準範囲
RPR法定性	ラテックス凝集法及び凝集反応	—
TP抗体定性	ラテックス凝集法及びPA法	—

※感染してから4週間経過しないと、陽性反応が出ないことがあります。

<お問い合わせ先>

・検査のお申し込みについて

営業推進課	
電話番号	0493 - 81 - 6029 お問い合わせ受付時間： 9：00～17：00（平日）
FAX	0493 - 81 - 6749

※風疹、麻疹、水痘などの感染症検査も随時実施しております。

参考資料

1. 厚生労働省 梅毒 ホームページ
2. 国立感染症研究所 感染症疫学センター